

第1回環境影響評価審査会
事務局資料
平成29年4月17日

横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書に対する市長意見(案)

1 全般的事項

本事業の環境影響評価を行う際には、最新のデータや知見をもとに、可能な限り予測し得る最大のリスクを考慮しながら進めること。また、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)以降の図書の作成に当たっては、分かりやすい説明を心掛けるとともに、次の内容を十分に踏まえ、関係機関と事前協議を行うよう心掛けること。

今後の事業の進展においては、市民の意見を十分聴取するとともに、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討すること。

計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」という。)では、大黒沖、本牧沖、金沢沖の3海域を事業実施候補地として設定し、いずれも面積規模は約140haとしているが、事業実施候補地をこの3海域に設定した根拠や、この面積が必要な理由について、配慮書には詳細な記述がない。また、環境要素ごとに影響検討範囲を設定し予測評価を行っているが、この影響検討範囲の設定根拠についても、詳細な記述がない。今後、検討を行い、対象事業実施区域、位置、面積、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域等を決定する際には、特に以下の事項に留意し、検討経緯については、方法書に詳細に記述すること。

- (1) これまでに収集した情報のみならず、今後も、既存資料の収集等を引き続き行い、対象事業実施区域、位置、面積、構造等を決定するために必要な地域特性の把握に努めること。なお、その際には過去の埋立に関する類似事例のデータも参照し、各環境要素の経年変化についても確認すること。
- (2) 堤防及び護岸の工事、埋立工事並びに車両の走行による環境影響を検討すること。
- (3) 埋立地が存在することによる底質等への環境影響、及び存在することにより必要となる浚渫等の作業による水質等への環境影響を検討すること。
- (4) 上記(1)～(3)について可能な限り定量的に比較し、候補地の絞込みにおいては、事業の社会性、経済性の観点からも比較し、決定案が他案と比べて優位である理由を示すこと。
- (5) より環境に配慮された事業とするため、地域特性を考慮し環境要素を幅広く検討すること。

2 個別の環境要素に関する事項

(1) 水底の底質・動物・植物・生態系

埋立地の存在に伴う流況の変化により、底質への影響や、海生植物・底生魚類をはじめとした動物・植物・生態系への間接的な影響も考えられる。

計画段階環境配慮書では、既存資料調査を行い重要な種が存在する代表的な地点を把握し、設定した「影響検討範囲」と比較、もしくは「周辺情報」として整理することにより予測しているが、それぞれの定義や設定根拠が曖昧であるため、方法書において、「環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる

地域」を設定する際には、設定根拠を明確に記載すること。

また、底質への影響について、既存資料を収集し、可能な限り、面的な予測評価に努めてください。さらに、底質の変化による動物・植物・生態系への間接的な影響についても、同様の予測評価に努めてください。

(2) 景観・人と自然との触れ合い活動の場

本事業が公有水面を大規模に埋立て、本市の沿岸域に新たな海岸地形をつくり出す事業であることを考慮すると、周辺地域及び海域からの景観にはより一層の配慮が必要であることから、緑地など景観上の緩衝帯の確保についても検討すること。

埋立候補地直近の地点は、最も眺望変化が激しいことが想定されるとともに、いずれの候補地においても、近傍に海釣り施設や水際線緑地などの人と自然との触れ合い活動の場となる施設が存在している。そのため、埋立地直近の眺望景観に係る環境影響と、人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響の両方について、今後、予測評価を行うこと。なお、方法書において、項目選定理由、及びそれぞれの調査・予測・評価手法を明確に記述すること。